

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)

※本記録及び各要件を満たすことがわかる書類は、少なくとも2年間保存すること。

年 月 サービス提供分	記録者
-------------	-----

異動等区分	1 新規	2 変更	3 終了
-------	------	------	------

加算区分	I	II	III	A
------	---	----	-----	---

1 主任介護支援専門員の状況 イ(1)・ロ(2)・ハ(2)・ニ(2) 【加算 I・II・III・A】

①	主任介護支援専門員 氏名				
①	主任介護支援専門員研修	修了年月日		有効期間満了日	
②	主任介護支援専門員 氏名				
②	主任介護支援専門員研修	修了年月日		有効期間満了日	

※主任介護支援専門員研修の修了証を保管すること。

※加算 I を算定する事業所のみ主任介護支援専門員の配置が2名必要 (2名以上の場合は適宜欄を追加すること)。加算 II・III・A を算定する事業所の場合、2人目以降の記入は不要。

2 介護支援専門員の状況 イ(2)・ロ(1)・ハ(3)・ニ(3)(4)関係 【加算 I・II・III・A】

介護支援専門員数	人	内訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人	非常勤職員の 常勤換算後の員数
				兼務	人		兼務	人	

※主任介護支援専門員を含めない。

※従業者の勤務の体制及び勤務形態が分かる資料、介護支援専門員証及び介護支援専門員の登録番号や有効期間満了日が分かる名簿等を保管すること。

※加算Aを算定する事業所について、「専ら指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員を常勤換算方法で1以上配置していること」については、イ(4)、(6)、(11)及び(12)の基準を他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たす場合には、当該連携する居宅介護支援事業所における兼務に限られる。

連携する事業所の名称		事業所番号	
------------	--	-------	--

3 会議の定期的開催 イ(3)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算 I・II・III・A】

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議をおおむね週1回以上開催している。	有 ・ 無
開催年月日	

※「有」の場合には、開催記録を保管すること。

- ※議題については、少なくとも次のような議事を含めること。
- (1) 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - (2) 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - (3) 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - (4) 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - (5) ケアマネジメントに関する技術
 - (6) 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - (7) その他必要な事項

※会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

4 24時間の常時連絡体制 イ(4)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	有 ・ 無
具体的な方法	

※「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の保管でも可とする。

※加算Aを算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応も可能であるが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得ること(人員配置注意)。また、当該同意等に関する書類を保管すること。

連携する事業所の名称		事業所番号	
------------	--	-------	--

5 利用者の状況(報告月の状況)

(1)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3～5である者の占める割合が100分の40以上であること。イ(5)関係 【加算Ⅰ】

利用者数(合計)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3～5の割合
人	人	人	人	人	人	%

(2)介護支援専門員1人当たりの利用者数が40名未満であること。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は45名未満であること。イ(10)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

利用者数(A)	人	介護支援専門員数(B) (常勤換算)	人	1人あたりの利用者数 (A)÷(B)	人
---------	---	-----------------------	---	-----------------------	---

6 計画的な研修の実施 イ(6)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度、次年度が始まるまでに計画を定めている。(年度に1回)	有 ・ 無
計画策定年月日	
介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。	有 ・ 無

※「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を保管すること。

※加算Aを算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能。(人員配置注意。)

連携する事業所の名称		事業所番号	
------------	--	-------	--

7 地域包括支援センター等との連携について

イ(7)・(8)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

(1)(地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者 に居宅介護支援の提供を開始した。	有 ・ 無
	開始件数 件
(2)地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合には、引き受けられる体制を整えている。	有 ・ 無
具体的な体制	
(3)(地域包括支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当該事例検討会等に参加した。	有 ・ 無
参加年月日	

8 減算の適用について イ(9)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

(1)運営基準減算が適用されている。	有 ・ 無
(2)特定事業所集中減算が適用されている。 ※特定事業所集中減算算定表を保管すること。	有 ・ 無

9 実習の受入れについて イ(11)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」に協力又は協力体制を確保している。	有 ・ 無
--	-------

※「有」の場合には、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることが分かる書面を保管すること。

※実際に実習生を受け入れた場合には、実習生の受入状況等についての書面を保管すること。

※加算Aを算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能。(人員配置注意。)

連携する事業所の名称		事業所番号	
------------	--	-------	--

10 他法人と共同で事例検討会等を実施することについて

イ(12)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

他法人と共同で実施する事例検討会等について、内容、実施時期、共同で実施する事業所等について、毎年度、次年度が始まるまでに次年度の計画を定めている。(年度に1回)	有 ・ 無
--	-------

計画策定年月日	
他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。	有 ・ 無
開催年月日	

※「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況が分かる書類や会議録等を保管すること。

※加算Aを算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能。(人員配置注意。)

連携する事業所の名称		事業所番号	
------------	--	-------	--

11 多様な主体により提供される内容等を含んだ居宅サービス計画の作成について

イ(13)(ロ(1)、ハ(1)、ニ(1))関係 【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス(介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	有 ・ 無
---	-------